

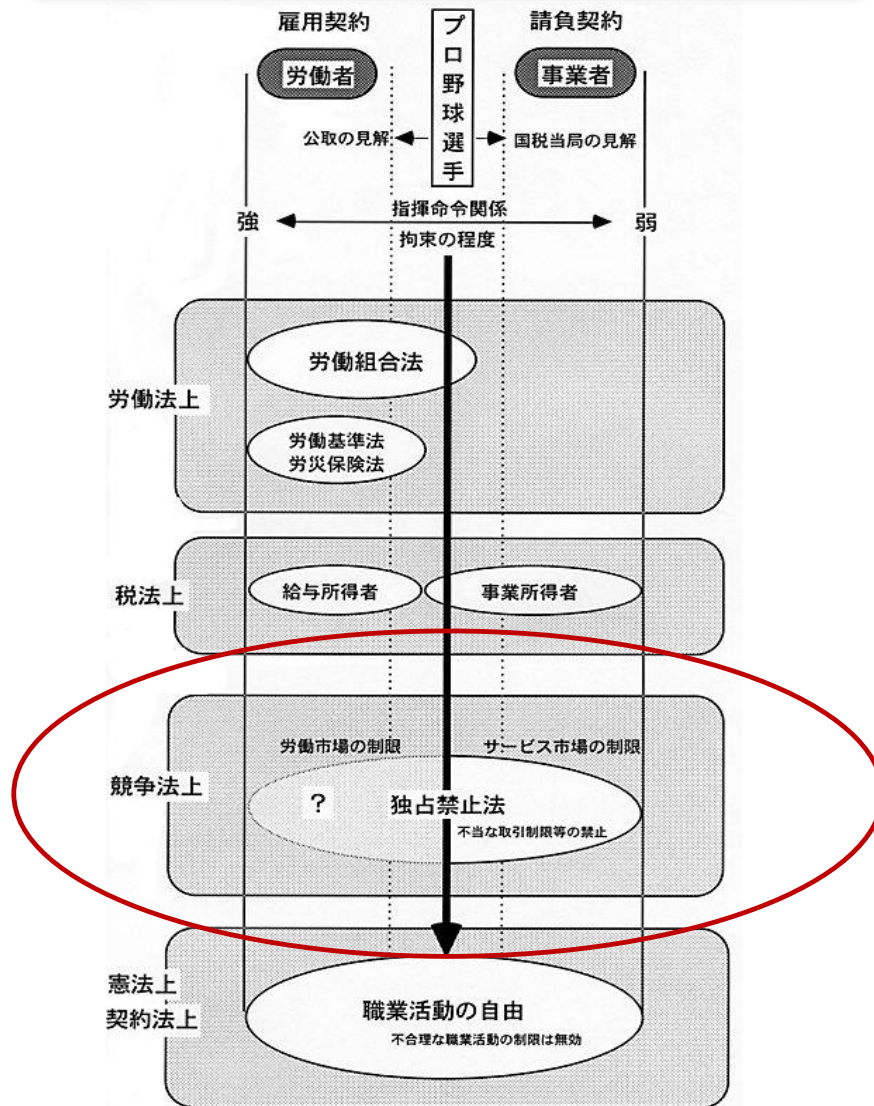
プロスポーツと制限的取引慣行 に関する国際比較

リーグによる選手移籍制限への法的アプローチ

公正取引委員会競争政策研究センター
第46回公開セミナー 2018年3月16日

同志社大学政策学部 川井圭司

日本プロ野球選手の法的地位概念図



川井「プロスポーツ選手の法的地位」442頁

リーグ・球団を主体とする制限的取引慣行 への独占禁止法のアプローチ

1) 労働市場の制限への独禁法の適用なし

日本

2) 労働市場の制限への独禁法の適用あり
ただし、雇用契約には適用なし

豪州・NZ

3) 労働市場の制限への独禁法の適用あり
ただし、労働政策との調整必要

米

4) 労働市場の制限への独禁法の適用あり

EU

交渉地位の対等性、真の合意の有無に着目したアプローチ

選手市場における制限的取引慣行への法的アプローチ 国際比較

	米	英	EU	豪州	NZ	日本
契約法理 (取引制限の法理)	△	◎	×	◎	◎	?
反トラスト法・競争法	◎	?	○	△	○	×
労働者の自由移動	-	-	◎	-	-	-
団体交渉	◎	◎	△	○	◎	△
ソーシャル・ ダイアログ	×	◎	◎	×	×	×

報告の骨子

1 プロスポーツ選手と取引制限をめぐる各国の動向の把握

(英) 取引制限の法理・(米) 反トラスト法・(EU) 労働者の自由移動の原則・競争法

2 一方的導入から合意に基づく導入へ

選手会の発足・対等交渉の実現・誠実交渉・労働協約 (CBA)

3 労働政策と競争政策の調整 (交錯)

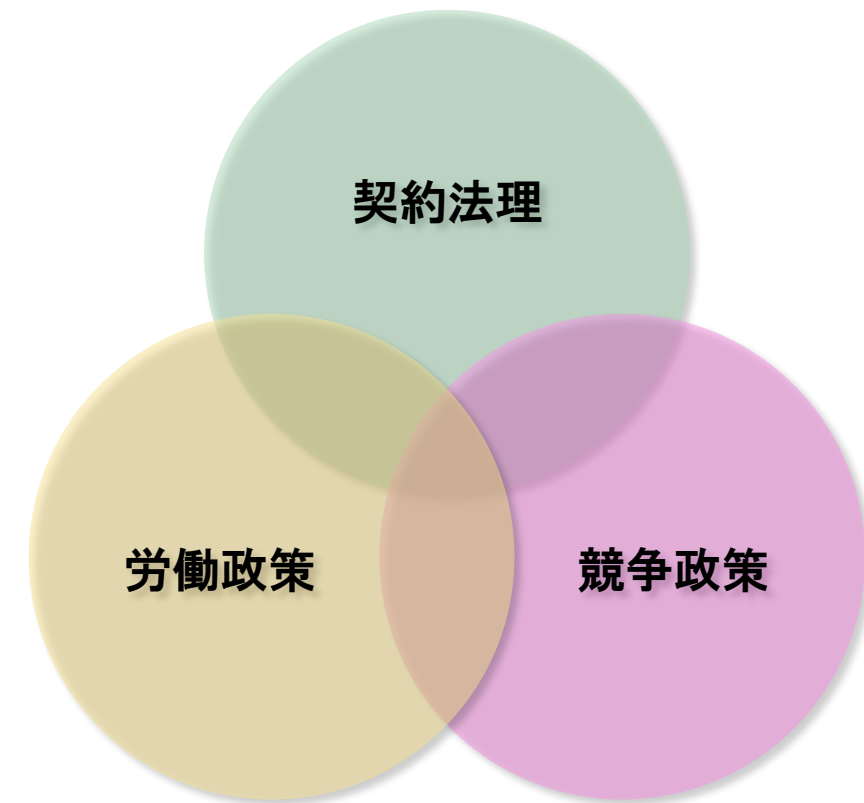
Nonstatutory Labor Exemption (NLE)

4 選手とリーグの対等交渉に向けたプラットフォームの形成

団体交渉関係・ソーシャル・ダイアログ

制限的取引慣行への法的アプローチ

- 取引制限の法理（契約法理）
イギリス、豪州、ニュージーランド
- 反トラスト・競争促進（反トラスト法・競争法）
アメリカ、EU
- 団体交渉・ソーシャル・ダイアログ（労働法）
アメリカ、イギリス、EU、豪州、ニュージーランド



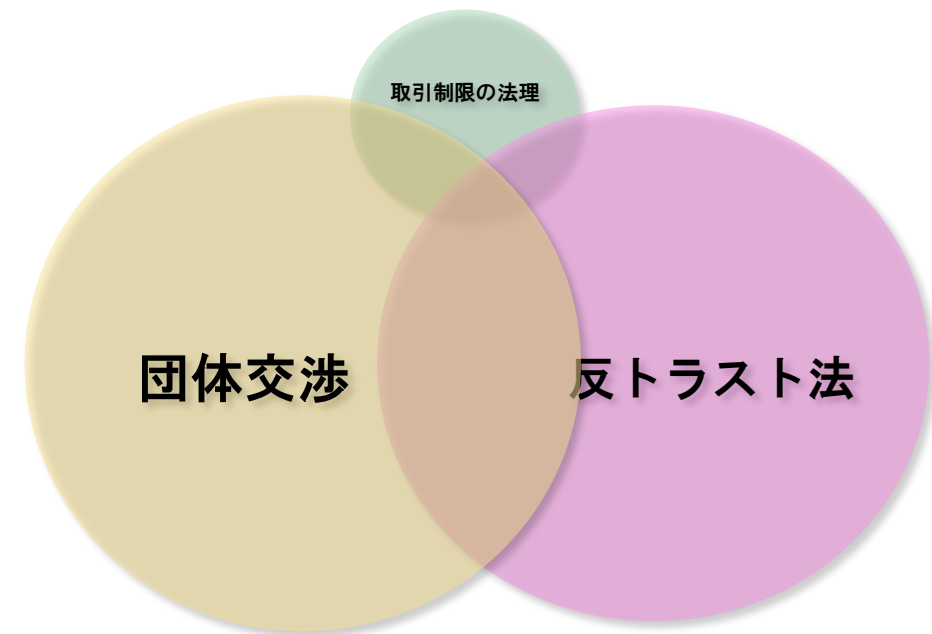


アメリカの動向

アメリカにおける制限的取引慣行への法的アプローチ

反トラスト法が中心 ⇒ その後労働政策との交錯

- 取引制限の理（契約法）
1890年、1902年法
- 反トラスト・競争促進（反トラスト法・競争法）
1970年代 - 1990年代
- 団体交渉（労働法）
選手会⇒組合認証 ⇒ 排他的交渉代表



契約違反の移籍に対するインジャンクション（契約法理）

Metropolitan Exhibition Company v. Ewing(1890)

ライバルリーグへ移籍した選手に対する
ネガティブ・インジャンクションを否定

【連邦巡回裁判所は、次のように述べてネガティブ・インジャンクションを否定した。】

ネガティブ・インジャンクションを認めるには、①契約違反に基づく金銭補償という処理がなじまないこと、②救済を求める側がクリーンハンドであること、③契約に相互性または適切な約因があること、④**契約の有効期間が限定されていること**、の要件が満たされなければならない。...チームとユーイング選手の契約は④の要件を欠く。

Metropolitan Exhibition Company v. Ward(1890)

同じくニューヨーク州最高裁が
ネガティブ・インジャンクションを否定

【当該選手契約は相互性を欠いており、また期間が限定されていないとして、Ewing 判決と同様に、ネガティブ・インジャンクションを否定。その際、契約の相互性を巡って以下の点を指摘した。】

①選手は球団に対して**対等な交渉地位にない**。②保留条項を規定している統一選手契約は真の合意に基づいていない。③選手はチームに永久的に拘束される一方で、チームは10日の予告をもって選手を解雇することができるという関係は、**相互性を欠く**。

契約違反の移籍に対するインジャンクション（契約法理）

Philadelphia Ball Club, Limited v. Lajoie,
202 Pa. 210, 51 A. 973 (Pa. 1902)

<事実の概要>

ナショナルリーグのフィリーズで活躍していたナポレオン・ラジョイ選手が、当時、ライバルリーグとして存在していたアメリカンリーグのアスレックスへの移籍を求めたが、これに対して、フィリーズが当該移籍は保留条項に違反するとして、アスレックスでのプレーを禁止するネガティブ・インジャンクションを求めた。

他のリーグでのプレーに対する ネガティブ・インジャンクションを容認

【ペンシルベニア州裁判所】

1. ラジョイ選手が受ける**高額の給与は選手保留に対する約因**である。
2. 野球ビジネスという特殊性ゆえに、選手側は10日の予告での解雇をも甘受しなければならない。
3. ラジョイ選手にフィリーズでのプレーを強要するものではなく、他チームでのプレーを禁じるものである。

代替がきかない（ユニークな）労務提供
契約法理上、有効な拘束

MLBは反トラスト法上の例外（BASEBALL EXEMPTION）

野球の特例（Baseball Exemption）を生み出した3つの連邦最高裁判決

- *Federal Baseball Club* 事件 連邦最高裁判決（1922）
野球事業は「州際通商」に該当しない
- *Toolson* 事件 連邦最高裁判決（1953）
先例に拘束される
- *Flood* 事件 連邦最高裁判決（1972）
この特例を廃止するためには連邦議会の立法が必要



Baseball Exemptionが確立
MLBへの反トラスト法の適用を否定

STATUTORY LABOR EXEMPTION (制定法による反トラスト法適用除外の法理)

労働組合の活動に対する反トラスト法の適用は除外

① シャーマン法（1890） ⇒ 労働組合活動＝「労働力の自由な取引を制限する行為」＝違法

② クレイトン法（1914）⇒ 労働組合の活動（ストライキ等）へのシャーマン法の適用を除外

*Duplex*事件連邦最高裁判決（1921）

※ 二次的ボイコットに対してシャーマン法を適用

③ ノリス・ラガーディア法（1932）⇒ 労使関係を超えた紛争であっても争議行為に対する差止を禁止

④ ワグナー法（全国労働関係法）（1935）⇒ 労働組合活動の保護

*Hutcheson*事件連邦最高裁判決（1941）

※ 組合が独自で、組合員の利益のために行動する限り、反トラスト法の適用を除外

*Apex*事件連邦最高裁判決（1940）

※ シャーマン法の規制対象は商品（サービス）市場の制限であり、労働市場の制限は規制対象とはならない

学説

- 1) 労働市場の制限は反トラスト法の規制対象ではない
- 2) プロスポーツ選手の役務は商品市場に影響するから、反トラスト法の規制対象
- 3) **使用者による労働市場の制限は反トラスト法の規制対象**

NONSTATUTORY LABOR EXEMPTION (判例法による反トラスト法適用除外の法理)

労使の合意については、反トラスト法の適用を除外

判例法による反トラスト法適用除外の法理の3要件

- ① 組合が使用者と結合することにより第三者に反競争的影響を与えない

AllenBradley事件連邦最高裁判決（1945）、JewelTea事件連邦最高裁判決（1965）、Pennington事件連邦最高裁判決（1965）

- ② その制限が義務的団交事項である

JewelTea事件連邦最高裁判決（1965）

- ③ その制限が両当事者の**団体交渉によって合意**されたものである

JewelTea事件連邦最高裁判決（1965）、Connell事件連邦最高裁判決（1975）

労働組合が合意した内容（競争減殺・抑制事項）に対する反トラスト法の適用を除外

MACKEY事件連邦控訴審判決（1976年）

本件ではNONSTATUTORY LABOR EXEMPTIONは適用されない

Mackey v. National Football League,
543 F.2d 606 (8th Cir. 1976)

<事実の概要>

NFLの規定（Rozelle Rule※）について、プロフットボール選手らがシャーマン法1条違反を主張し訴えを提起。

※ 選手の移籍に際して、コミッショナーが選手獲得球団に対して選手喪失球団への補償（選手またはドラフト指名権の譲渡）を命じる旨を定めた規定

Nonstatutory Labor Exemptionの適用要件を明確化
(NLE)

本件ではNLEの適用なし＝反トラスト法の適用あり

【NLEについての判断】

1. Rozelle Ruleは当事者のみに影響する。
2. Rozelle Ruleは義務的団交事項である。
3. NFL選手会は、設立されて間もなく、財政的にも十分でなかったため少なくとも1974年までは球団に対する交渉力が弱く、Rozelle Ruleは、1963年にNFLおよびリーグ加盟球団により一方的に設置され現在に至っている。...1968年および1970年の労働協約の締結以前にRozelle Ruleについての誠実な交渉は存在しなかった。

MACKEY事件連邦控訴審判決（1976年）

NFLの移籍制限は反トラスト法違反

Mackey v. National Football League,
543 F.2d 606 (8th Cir. 1976)

当然違法の原則ではなく、合理の原則により判断

＜採用された判断基準＞

「制限が合法的な目的によって正当化される
ものであり、かつ必要以上に制限的でないか」

Rozelle Ruleは反トラスト法違反

【合理の原則】

1. Rozelle Rule は、選手が自由契約選手となることを妨げ、契約交渉において選手の交渉力を低下させる。これによって選手は自由市場でサービスを売る権利を否定され、その結果、チームから支払われる年俸が低下する。
2. このような取引制限が、適切な事業上の目的という観点から正当化され、かつ、必要以上に制限的でない場合には反トラスト法に違反しない。
3. Rozelle Ruleは、①すべての選手に対し適用している、②期間の限定がない、③手続上の保護を伴わないために、チーム間の戦力均衡維持という目的を超えて必要以上に制限的である。

SMITH事件連邦控訴審判決（1976年）

NFLのドラフト制度は反トラスト法違反

Smith v. Pro Football Inc., 593 F.2d 1173 (D.C. Cir. 1978)

＜事実の概要＞

NFLの選手が、ドラフト制度※は反トラスト法に違反するものであると主張し、ドラフト制度によって受けた損害に対する賠償を求めて訴えを提起。

※ 1935年以来、ウェイバー方式で16ラウンドのドラフト制度

＜採用された判断基準＞

「制限が合法的な目的によって正当化

されるものであり、かつ必要以上に制限的でないか」

「制限の反競争的效果と競争的效果を比較衡量し、

前者が後者よりも大きい場合に当該制限を違法とする」

ドラフト制度は反トラスト法違反

【合理の原則】

1. 当該ドラフト制度は想定される制度の中で最も制限的である。
2. 当該ドラフト制度が優秀な選手を分散させるために必要かつ正当なものであるとしても、この制度はすべての大卒者を対象としている点で必要以上に制限的である。
3. ドラフト制度が合理の原則において合法とされるには、明らかに経済的に競争的な利益をもたらし、それが反競争的效果を埋め合わせるものであることが示されるか、または、少なくとも正当な事業上の目的を達成し、かつ、全体の反競争的效果がとるに足らないものであることが示されなければならない。

MCCOURT事件連邦控訴審判決（1979年）

労使間に誠実交渉があれば、反トラスト法の適用は除外

McCourt v. California Sports, Inc.,
600 F.2d 1193 (6th Cir. 1979)

<事実の概要>

プロアイスホッケー（NHL）選手が、NHLの保留制度※はシャーマンに違反するとして訴えを提起。

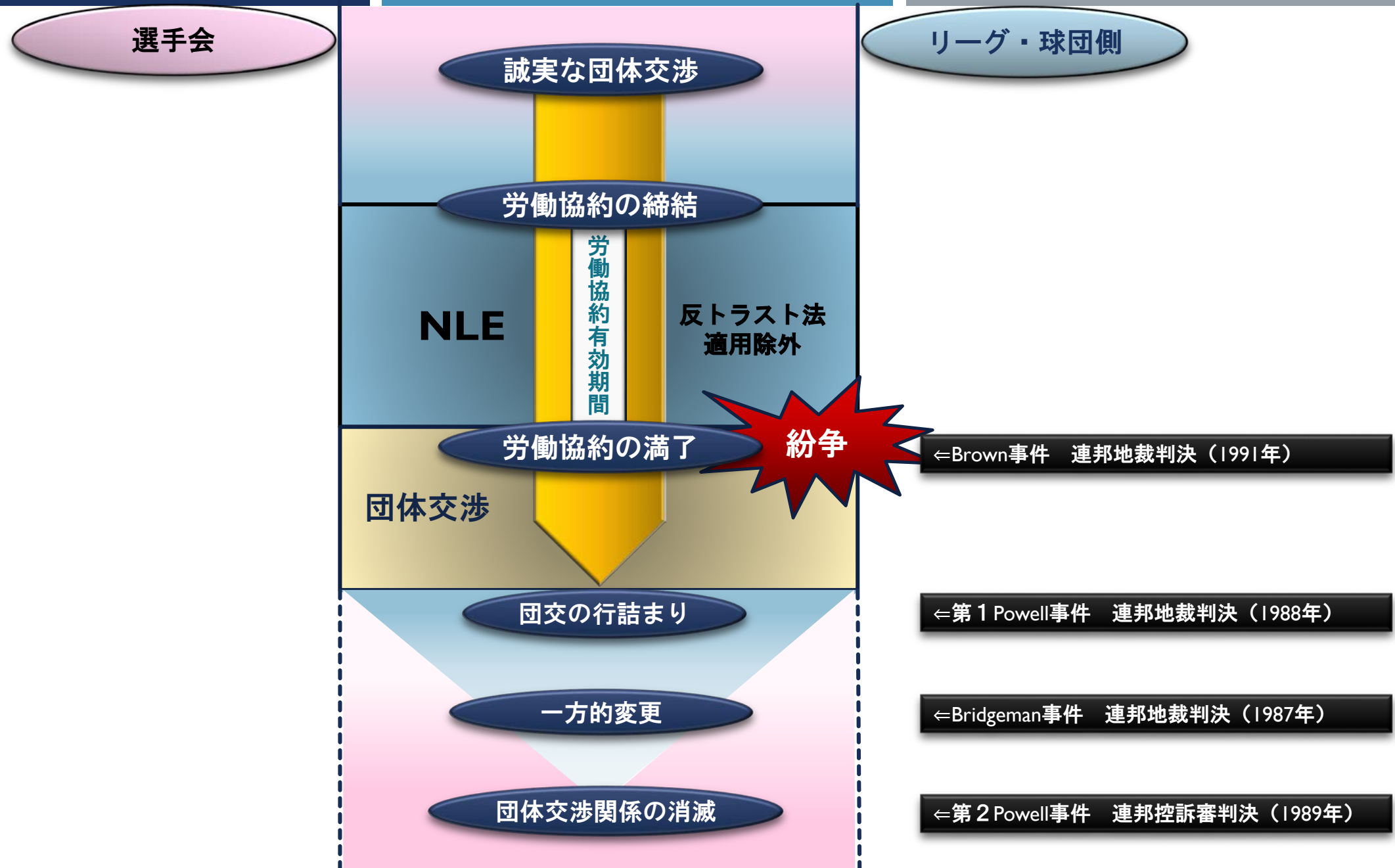
※ 6年間の保留権＋移籍補償（選手、ドラフト選択、現金）
⇒ 第3者の仲裁人が判断

労使間に誠実交渉があれば、
NLEが適用されると判断

誠実交渉があれば足りる

【Mackey事件で示された③の要件について】

当該保留制度が誠実な交渉によって設置されたものでないと判断した地裁判決は、両当事者は義務的団交事項についての団体交渉において当初の交渉立場（bargaining position）を譲ることを労働法によって強制されない、という確立した原則を認識していない。**誠実な交渉があれば足りる**のである。また、当事者がある議題についてその立場を固執したことによって、その議題の交渉がなされなかったということにはならない。...NHLPAは内規9条Aに賛成して交渉をしなかったが、それに反対して（誠実に）交渉したのは事実である。



労働政策と競争政策の調整

BROWN事件 連邦最高裁判決：団体交渉過程への反トラスト法の介入を否定

Brown v. Pro Football, Inc., 518 U.S. 231 (1996)

<事実の概要>

NFLにおいて、development squad制度※が1982年の労働協約に設置された。この協約が満了した1987年以降、当該制度についての団体交渉は実施されなかった。そこで選手側が球団側に対し、当該制度は反トラスト法に違反するとして訴えを提起した。

※各球団が新人選手および1年目のF・A選手の給与を1週間に付き1,000ドルに固定するというもの

「団体交渉過程への反トラスト法

の介入は否定されるべき」



10年来の司法判断の混迷に終止符

労働政策と競争政策の適切な調整

1. 労働政策と競争政策の適切な調整のために、労働協約の満了後も、さらに団体交渉の行詰りの後も、引き続き反トラスト法の適用を見合わせるべき。
2. 本件における労働条件の一方的変更は、団体交渉過程のもとで、合法な手続においてなされたものである。また、当該条件は、義務的団交事項であり、かつ団交の当事者のみに関わるものであった。したがって反トラスト法の適用は留保される。
3. ただし、この判決は、条件設定に関する複数使用者のあらゆる共同行為に対して反トラスト法の適用を否定することを意味しない。たとえば、**団交プロセスから相当程度乖離して使用者間で合意**が交わされた場合など、反トラスト法の介入によって団交過程を阻害しない場合には、**反トラスト法の適用は肯定**される。

BASEBALL EXEMPTIONの見直し

CURT FLOOD ACT : MLBも他のリーグと同じ扱いに

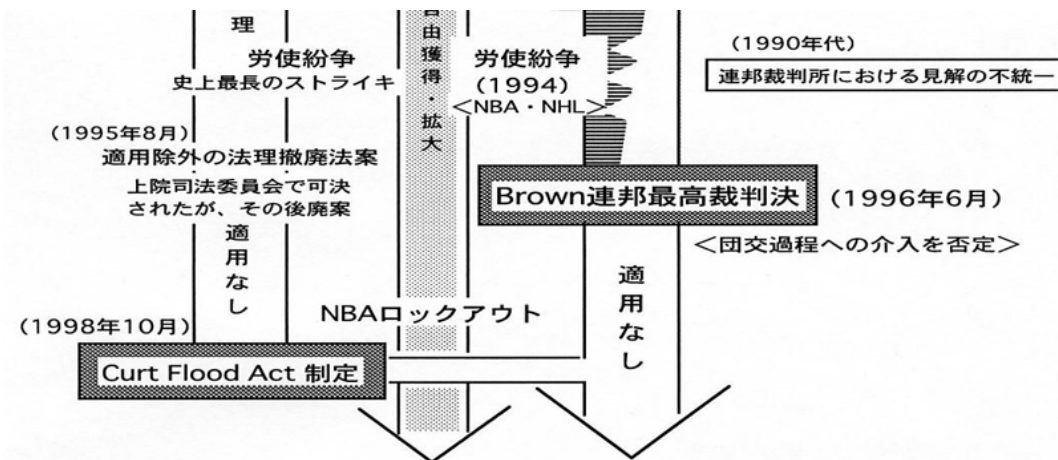
Brown事件連邦最高裁判決後

- 連邦議会でBaseball Exemption見直しの機運
(MLBの労使もこれを要請)

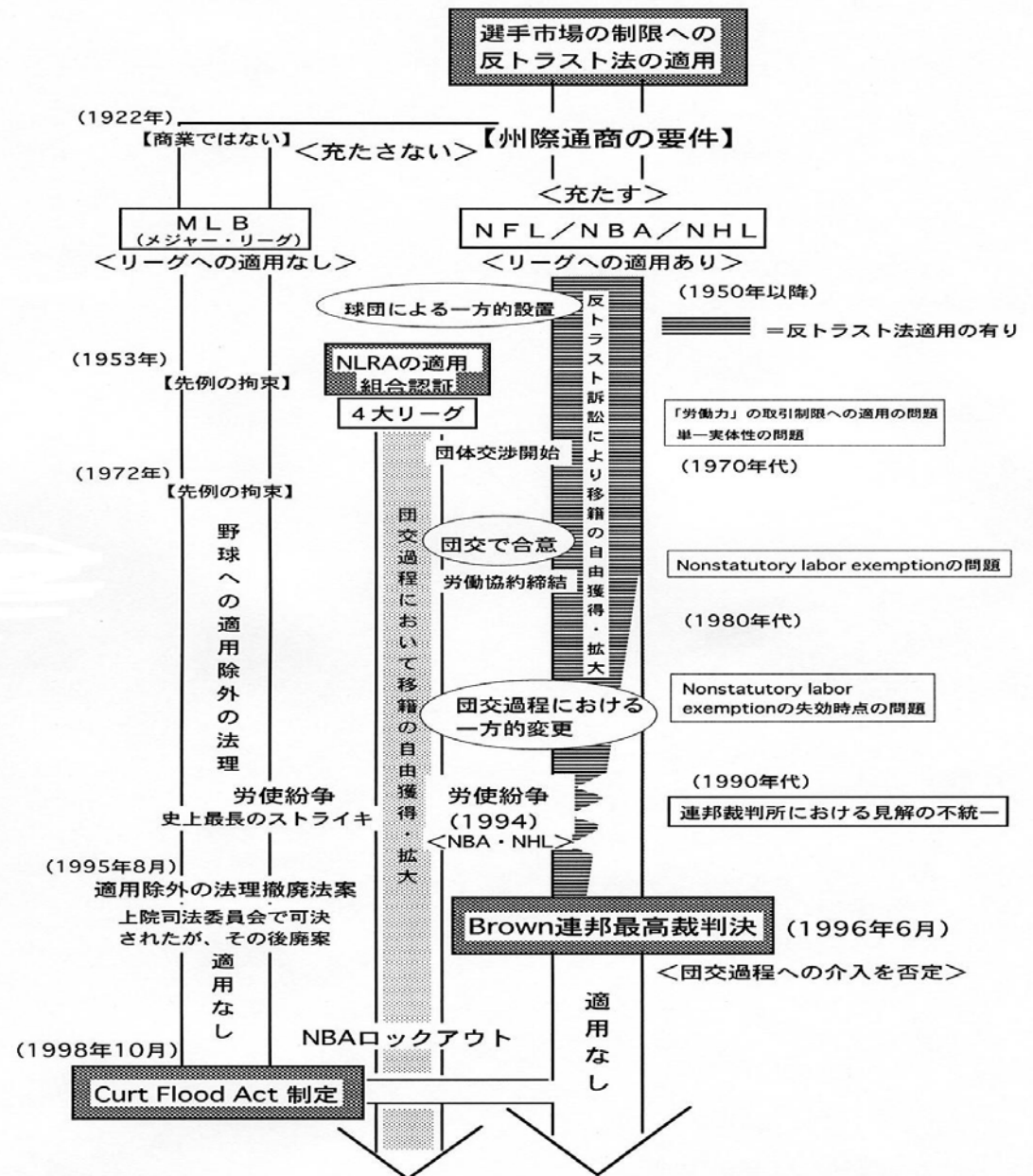


■ Curt Flood Act の制定 (1998年)

MLBにおいて、MLBの選手の雇用に直接関わる、あるいは影響するMLBの運営に携わる者の行為、慣行または合意（協定）は、州際通商に影響する他のプロスポーツ事業においてなされた行為、慣行、または合意が反トラスト法の適用を受けるのと同様に、反トラスト法の適用を受ける



4大リーグへの反トラスト法・NLRA適用関係



1960年代
各リーグで選手会の組合認証
⇒ 全国労働関係法の保護下

1970年代
労働協約の締結
Mackey事件 (1976年)
Smith事件 (1978年)
MLB、NFLでストライキ

1990年代
サラリーキャップ制度の導入等をめぐり
MLB、NBA、NHLで史上最大の労使紛争

2000年代
労使協調路線へ

2011-12年
NFL、NBA、NHLで労使紛争
労働法と反トラスト法の交錯問題 再燃



イギリスの動向

イギリスにおける制限的取引慣行への法的アプローチ

- 取引制限の法理（契約法）

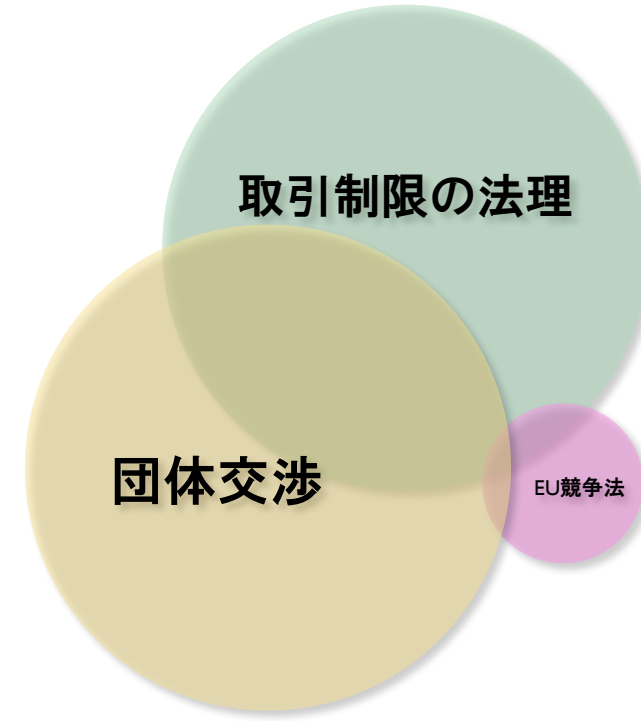
*Eastham*判決<1964>

- EU競争法

国内移籍制度の崩壊 Brexitの影響

- 団体交渉（労働法）

伝統的団体交渉 ⇒ 利害関係者を含めた協議



イギリスにおける制限的取引慣行への法的アプローチ

取引制限の法理：職業活動の制限を無効とする契約法理

■ 取引制限（Restraint of Trade）の法理（1894）

Nordenfelt v Maxim Nordenfelt Guns and Ammunition Co Ltd [1894] AC 535

「取引の自由へのいかなる干渉も、また個人の職業に対するいかなる制限も、
ただそれだけのものである場合には、パブリック・ポリシー（公益）に反し、無効となる」

取引制限の法理における判断枠組み

- ① 取引制限に当たるか
- ② 使用者に「正当な利益」があるか
- ③ 「正当な利益」を保護するために必要とされる範囲内の制限か
- ④ **当事者間において合理性があるか**
- ⑤ **公益において合理性があるか**

イギリスにおける制限的取引慣行への法的アプローチ

EASTHAM判決：取引制限の法理により移籍制限を無効

Eastham v. Newcastle United FC Ltd [1964] Ch 413

「プロサッカー選手に対する

移籍制限（保留制度）は合理性がなく無効」

契約期間満了後は自由に移籍可能に

- ⇒ 保留制度を廃止
- ⇒ 移籍金制度は継続 ※
- ⇒ 移籍審判所を設立（独立の議長、リーグ側、選手会側）

※ その後、1995年のボスマン判決の影響により従来型の移籍金制度廃止へ

保留・移籍制度は必要以上に制限的である

保留・移籍制度等の制限には、一般産業の雇用関係には存在しない、プロサッカー特有の組織運営上の利益がある。当該制度の目的は金持ちクラブによる優秀選手の乱獲を防ぐことにありとされるが、この目的は選手と複数年での契約を認めるなどの方法によってより効果的に機能する。このことから、既存の制度はリーグの**正当な利益を保護するために必要とされる以上にきわめて制限的である**といえる。ゲームの質を保持し、（サッカーの）利益を確保するということよりもむしろ使用者であるクラブの利益を保護するための当該制度は、正当なものとはいえない。

イギリスにおける制限的取引慣行への法的アプローチ

EASTHAM判決後の団交プラットフォーム

- **全国協議委員会** (National Negotiating Committee) <1964年>
労使からそれぞれ4人の代表が年に4回交渉を実施
- **プロサッカー協議委員会** (Professional Football Negotiating) Committee) <1978年>
英サッカーリーグ、選手会、独立のチェアマンで構成
- **プロサッカー協議・諮問委員会** (Professional Football Negotiating and Consultative Committee) <1993年>
プレミアリーグ、英サッカーリーグ、選手会、英サッカー協会で構成





EUの動向

EUにおける制限的取引慣行への法的アプローチ

労働者の自由移動の原則によって移籍自由拡大：競争法は伝家の宝刀

■ 労働者の自由移動の原則

*Dona*判決<1976>、*Walrave and Koch*判決<1976>、*Bosman*判決<1995>、*Lethonen*判決<2000>、*DeliEge*判決<2000>

■ EU競争法

*Bosman*事件法務官意見<1995>、ヘルシンキ・レポート<1999>

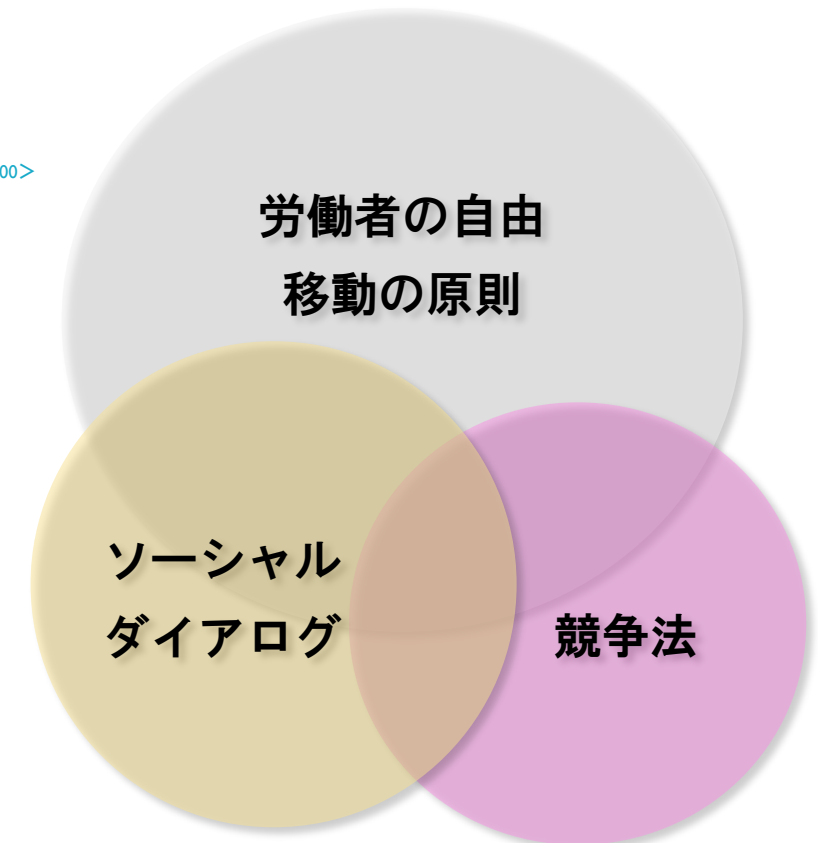
■ ソーシャル・ダイアログ

FIFA、UEFA、European Club Association (ECA)、FIFPro

純粋なスポーツ上のルール VS 経済的活動に関するルール

プロ・セミプロ

市場支配的地位（競技団体 > 選手の経済活動）



EUにおける制限的取引慣行への法的アプローチ

BOSMAN判決：移籍金制度はローマ条約違反

Union Royale Belge des Societes de Football Association ASBL & others v Jean-Marc Bosman;
Case C-415/93 [1995] ECR I-4921

(1) 移籍金制度（契約満了後の移籍）の違法性
ローマ条約48条に保障される
「労働者の自由移動の原則」に反するか？

(3) 欧州裁判所

移籍金制度はローマ条約に反し、違法

(2) 判断枠組み

- ① スポーツが「経済活動」に該当するか
- ② 48条の保護対象となる「労働者」に該当するか
- ③ 労働者の自由移動に対する「障壁」があるか
- ④ その障壁は「正当化」されるか

移籍規定はローマ条約48条によって原則として禁止される労働者の移動の自由に対する障壁を構成するものである。ただし、移籍規定がローマ条約に合致する正当な目的を追求し、公共の利益という説得的な理由によって正当化される場合には、（禁止の対象となる）障壁には当たらないといえることができる。ただし、この規定（移籍規定）の適用は**正当な目的**を達成することを必要とし、そしてその**目的に対して必要とされる範囲を超えてはならない**（必要以上に制限的であってはならない）。

EUにおける制限的取引慣行への法的アプローチ

BOSMAN判決：移籍金制度はローマ条約違反

移籍規定は巨大クラブによる優秀選手の乱獲を抑制するわけではないし、また、競技力が財政的資源によって決定づけられることを防止するものでもない。したがって、結局、移籍規定を採用しても、クラブ間のバランス維持にはつながらない。ただし、**移籍、育成費用の補償によりサッカークラブが新たな才能を発掘し、若手選手を育成する動機を持つことは否定できない。**

とはいえ、選手育成あるいは強化にかかるこれらの費用は、本来あいまいなものであり、不確定なものである。つまり、育成費とされる移籍金は、実際の費用とは無関係なものである。このような費用の補償を受けるということは、若手選手の発掘、育成の動機付けに対して決定的な要素とはならないし、これらの活動を保証する適切な方法ではありえない。特に弱小クラブのケースではそのことが明らかである。さらに、法務官が指摘するように、労働者の移動の自由を侵害しない**他の方法により、これらの目的を有効に達成することができる。**

．．．

したがって、移籍制度は選手発掘、育成の費用を移籍先クラブに補償するために必要であるという議論は容認することができない。そのような障壁が過去に存在した、という理由のみをもって、労働者の移動の自由に対する障壁を正当化することはできないのである。

EU競争法とスポーツ

移籍制限など、スポーツにおける制限的取引慣行はEU競争法の規制対象

■ 法務官意見（「Bosman事件」1995年）

ローマ条約85条（競争減殺行為の禁止）の適用を肯定したうえで、**競争法の観点から移籍金制度は違法**であると指摘。

■ 欧州委員会（「ヘルシンキ・レポート」1999年）

1. スポーツ選手の自由移動を制限する合意については**競争法の規制対象となる**。
2. 移籍制限をはじめ、スポーツに付随する制限的取引慣行については、合理性の観点から競争法違反の有無が判断される。

■ 欧州委員会の意見II「スポーツとEC競争政策」1999年

以下の事実認識を踏まえて、スポーツとEC法に関わる指針を与えるもの、としている。

（1）近年のスポーツがにわかに著しい経済的成長を遂げてきたこと、（2）これに伴って、リーグのプロクラブの変容、スポーツ団体・連盟の変容などスポーツの構造が大きく変容していること、（3）1974年のWalrave判決以来、欧州裁判所において、経済活動に関わるスポーツ活動が、EC法の射程とされてきたこと、（4）ただし、EC法は営利を目的としない純粋スポーツの歴史的行事に対しては適用されるものではないこと、（5）アマチュアスポーツの発展をサポートする財政的資源の一部は、プロスポーツに頼っていることなどプロスポーツの動向はアマチュアスポーツに大きく影響すること、（6）EC法の射程を一般的公共政策だけでなく、スポーツおよび政治的視点からスポーツに拡大させたポスマン判決は、ヨーロッパのサッカーあるいはその他のチームスポーツについてもきわめて重要であること。

ソーシャル・ダイアログの産物

FIFA新国際移籍規定（2001年）



- ① 18歳未満の選手の海外移籍を原則禁止
- ② 18歳以上23歳以下の育成補償金制度
- ③ 契約期間中の移籍と制裁
- ④ 「カスケード」制度の導入
- ⑤ 移籍期間の設置
- ⑥ 契約期間規制（1年以上5年以下）
- ⑦ 紛争解決手続の設置

ソーシャル・ダイアログの産物

欧州におけるプロサッカー選手の最低契約遵守条件に関する合意（2012年）



FIFPro欧州支部、ECA、EPFL、UEFA（欧州サッカーにおける利害関係者）間の合意

欧州における選手契約の最低基準を設定

①合意の目的、②選手契約における用語の定義、③選手契約における条件明示義務、④契約の定義、⑤契約の性質（雇用関係）、⑥クラブの義務、⑦選手の義務、⑧肖像権、⑨ローン移籍、⑩選手の懲戒と不服申立手続き、⑪アンチ・ドーピング、⑫中立の第三者による紛争解決、⑬サッカーに関する規約、⑭労働協約、⑮選手契約の最終条に明示すべき事項、⑯人種差別、その他あらゆる差別への労使の対応、⑰選手側に有利な条件設定、⑱合意の効力、⑲合意の改定、⑳合意の期間、㉑UEFAの役割



オーストラリア・ニュージーランドの動向

オーストラリア・ニュージーランドでの法的アプローチ

取引制限の法理が主役 BUT 一定の条件の下で競争法も

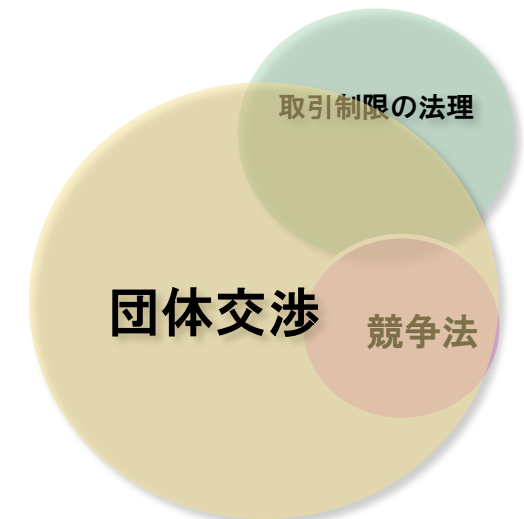
オーストラリア

-  Buckley判決<1971>
-  Adamson判決<1979>
-  Hall判決<1982>
-  Foschini判決<1983>
-  **Hughes判決<1986>**
-  Barnard判決<1988>
-  Nobes判決<1991>
-  **Andamson判決<1991>**
-  団交開始<1993>
-  Avellino判決<2004>



ニュージーランド

-  Blackler判決<1968>
-  Kemp判決<1989>
-  **Decision 281<1996>**
-  団体交渉<2001>
-  初労働協約締結<2002-05>
-  **Decision 580<2006>**
-  **Decision 721<2011>**



雇用契約 (service of contract) については競争法の適用を除外<明文規定あり>



まとめ

プロスポーツと制限的取引慣行をめぐる主な出来事

KEIJI KAWAI, DOSHISHA UNIV.

	アメリカ	EU	イギリス	豪州	NZ	日本	補足	
1890	Ward・Ewing判決<1890>						シャーマン法制定<1890>	一方的導入
1900	Lajoie判決<1902>		選手組合発足<1907>				クレイトン法制定<1914>	
1920	Federal Baseball Club判決<1922>		Kingaby判決<1912>				ノリスラガーディア法制定<1932> 全国労働関係法制定<1935>	
1950	Toolson判決<1953> 選手組合発足<1953・54・56・1967>							
1960	Radvich判決<1957> 団交開始<1969>	ローマ条約調印<1957>	Eastham判決<1964> 実質的労使交渉開始<1964>		Blackler判決<1968>		国際サッカー選手会設立<1965>	労働法競争法交錯
1970	Flood判決<1972> Mackey判決<1976>	Walrave and Koch判決<1974>		Buckley判決<1971>				
1980	Smith判決<1978> McCourt判決<1979>	Dona判決<1976>	プロサッカー協議委員会<1978>	Adamson判決<1979> Hall判決<1982> Foschini判決<1983> Hughes判決<1986> Barnard判決<1988> Nobes判決<1991> Andamson判決<1991>			プロ野球選手会設立・組合認証<1985>	
1990	Powell判決<1989> Williams判決<1995> 史上最長のストライキ<1994-95> Brown判決<1996> Court Flood Act<1998>	マーストリヒト条約調印<1992> Bosman判決<1995> アムステルダム条約「スポーツに関する宣言」<1997> 欧州委員会意見I - II「ヘルシンキ報告」<1999>	プレミアリーグ設立 プロサッカー協議・諮問委員会<1993>	団体交渉開始<1993>	Kemp判決<1989> Decision 281<1996>	プロ野球選手会・組合認証<1985> Jリーグ選手協会設立<1996>	ラグビー・プロオープン化<1995>	
2000	Fraser判決<2000>	DeliEge判決<2000> Lehtonen判決<2000> Meca-Medina判決<2006> リズボン条約調印<2007> EUサッカー社会対話委員会 最低契約遵守条件に関する合意<2008> Pechstein事件<2016>		Avellino判決<2004>	団体交渉<2001> 初労働協約締結<2002-05> Decision 580<2006>	プロ野球選手会・不当労働行為申立<2002> プロ野球選手会ストライキ<2004>	IOCアスリート委員会設置<2000> FIFA新国際移籍規定<2001> 国際ラグビー選手会設立<2001> 世界ラグビー選手会・世界ラグビー MOU<2007>	対等交渉の実現
2010	ロックアウト<2011-12> NFL/NBA/NHL				Decision 721<2011>	プロサッカー選手会・組合認証<2011> バスケット選手会設立<2013> ラグビー選手会設立<2016> アスリート委員会設置<2017>	Uni 世界アスリート部会設立<2014>	

反トラスト法・競争法の介入

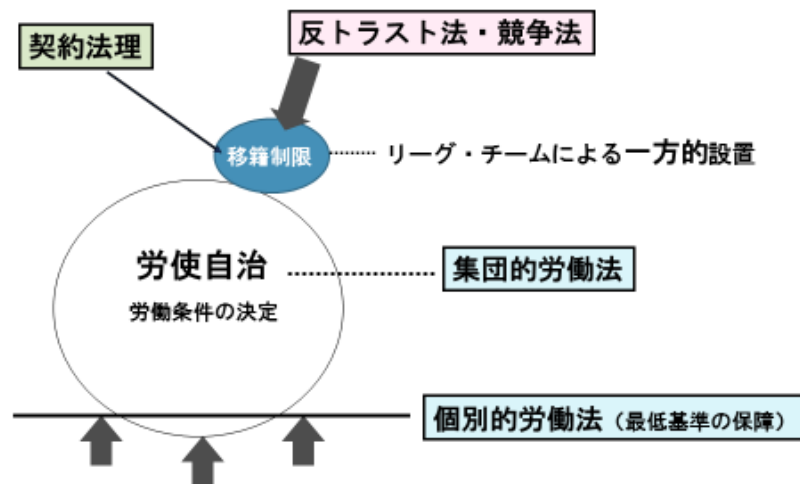
取引制限の法理の介入

取引制限へ司法介入抑制

交渉・協議の促進要因

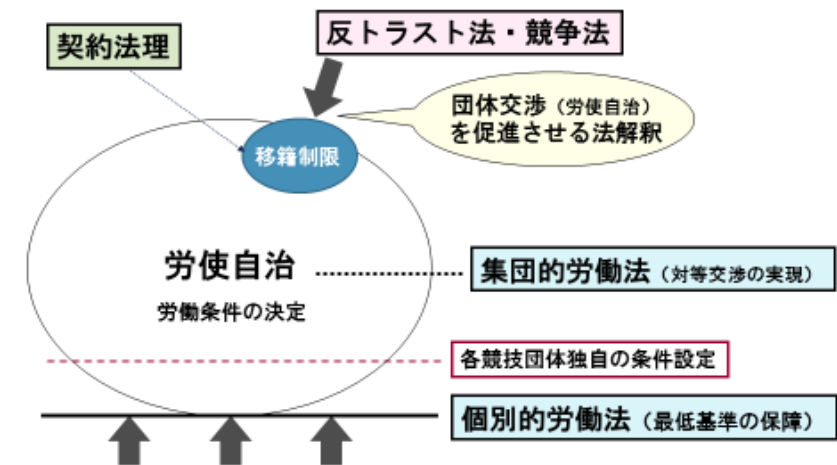
「労働法」と「反トラスト法・競争法」と「契約法理」の関係

リーグ・チームによる制限の一方的設置



37

労使の対等交渉による制限の設置



38

論点の整理（日本）

■ 選手市場の制限と（労働）契約法理

契約法理と独占禁止法の関係 ⇒ 相互補完

■ 選手市場の制限に対する独禁法の適用

目的の正当性＋目的達成の相当性

個人スポーツ（テニス、ゴルフ、フィギュアスケート） ⇒ サービス市場 or 労働市場

団体スポーツ（NPB、Jリーグ、B.LEAGUE） ⇒ 労働市場 or サービス市場

■ 労働組合法（労働政策）と独占禁止法（競争政策）との交錯

競技団体（リーグ）と選手個人の交渉力の格差 ⇒ 優越的地位

選手組合 ⇒ 対等交渉、誠実交渉、労働協約、団体交渉関係の存在（アメリカ：排他的交渉代表制度）

※ 新たな意思決定プラットフォーム ⇒ アスリート委員会 / ソーシャル・ダイアログ

具体事例の検討

「移籍元チームの承諾がなければ1年間公式戦出場不可」の評価

■ 日本ラグビーフットボール協会

移籍元チームから「移籍承諾書」が出ないと移籍先で1年間公式戦への出場不可

プロ選手

= 職業活動の自由の抑制効果◎ 約因・対価？
契約満了後の移籍制限

(契約) 社員選手 (期間の定めあり)

= 職業活動の自由の抑制効果○/△/× 約因・対価？
契約満了後の移籍制限

社員選手 (期間の定めのない契約)

= 職業活動の自由の抑制効果○/△/× 約因・対価○/△ (長期雇用保障)

⇐ 契約法理 or 独占禁止法

違法性の判断要素

目的の正当性 + 手段の相当性・合理性

競争減殺・阻害効果
 (選択可能性の有無)

+

約因・対価の有無
 労使交渉の経緯など
 (対等交渉・誠実交渉・労働協約の有無)

主な参考文献

- Gabriel Feldman, Antitrust Versus Labor Law in Professional Sports: Balancing the Scales after Brady v. NFL and Anthony v. NBA, 45 U.C. Davis L. Rev. 1221 (2012).
- Michele Colucci & Arnout Geeraert, The "Social Dialogue" IN European Professional Football, 33 Comp. Lab. L. & Pol'y J. 203 (2012).
- Richard Parrish, Social Dialogue in European Professional Football, European Law Journal, 17: 213–229 (2011).
- An Vermeersch, All's Fair in Sport and Competition? The Application of EC Competition Rules to Sport, JCER, Vol. 3, Issue 3: 238-254 (2007).
- Braham Dabscheck, International Unionism's Competitive Edge: FIFPro and the European Treaty, 58 Industrial Relations 85 (2003).
- Warren Pengilley, Restraint of Trade and Antitrust: A Pigskin Review Post Super League, 6 Canterbury L. Rev. 610 (1997),
- Kieran M. Corcoran, When Dose the Buzzer Sound?: The Nonstatutory Labor Exemption in Professional Sports, 94 Columbia L. Rev. 1045 (1994).
- Hayden Opie & Graham F. Smith, Professional Team Sports and Employment Law in Australia: From Individualism to Collective Labor Relations?, 2 Marq. Sports L. J. 211 (1992).
- Gary R. Roberts, The Antitrust Status of Sports League Revisited, 64 Tul. L. Rev. 117 (1989).
- Michael S. Jacobs & Ralph K. Winter, Jr., Collective Bargaining and Competition: the Application of Antitrust Standards to Union Activities, 73 Yale L. J. 14 (1963).
- Stephen Weatherill, Principles and Practice in EU Sports Law, Oxford, 2017.
- Leanne O'Leary, Employment and Labour Relations Law in the Premier League, NBA and International Rugby Union, T.M.C. Asser Press, 2017.
- David Thorpe, Antonio Buti, Chris Davies, Saul Fridman & Paul Jonson, Sports Law, 2ed., Oxford, 2013.
- Elizabeth Toomey & Colin Fife, Sports Law in New Zealand, Wolters Kluwer, 2012.
- Paul C. Weiler, Gary R. Roberts, Stephen F. Ross & Roger I. Abrams, Sports and the Law, 4th ed., West, 2010.
- Roger Blanpain, The Legal Status of Sportsmen and Sportswomen Under International, European and Belgian National and Regional Law, Kluwer Law International, 2003.
- Roger Blanpain & Rita Inston, The Bosman Case: The End of the Transefer System?, Sweet & Maxwell, 1996.
- Michael Jefferson, Restraint of Trade, Wiley, 1996.
- 川井圭司『プロスポーツ選手の法的地位』（成文堂、2003年）